## ビデオ制作を通じた海外との著作権等許諾処理の実践

山陽女子高等学校 地歷·公民科 教諭 野村 泰介

#### 1. はじめに

山陽女子高等学校には英語を通じて国際人の育成を目指す「アクティブイングリッシュコース」が設置されている。このコースの選択授業「世界史B」において、生徒たちに歴史事象を取り上げて調べ、ビデオ番組にまとめて公に発表するという課題を設定した。生徒たちはビデオ番組制作にあたり、特にオーストラリアでの著作権や肖像権の許諾処理方法について、実際の許諾作業を通じて学んだ。この学習を通じて、著作物は国を超えて利用されることもあり、世界各国では国際条約を結んでお互いの著作物を保護していることを理解させる。

- 対象生徒 平成20年度1年・平成21 年度2年「世界史B」13名
- 授業期間 平成20年9月~平成21年 7月
- 時間数 35時間(「世界史B」週3時間 のうち毎週1時間を充当)

### 2. 指導計画

アクティブイングリッシュコースの生徒は1年次にオーストラリアへ研修に行く。「世界史B」の授業では研修の事前学習のひとつとしてオーストラリアと日本の歴史事象を調べ、発表するという課題を設定した。

授業でとりあげたテーマは「カウラ事件」。研修時に現地でのインタビューなどの取材を行い、帰国後にそれらの素材をビデオにまとめた。主な指導計画は次のとおりである。

平成20年9月~ カウラ事件に対する学習

3月 オーストラリア研修現地でのインタビュー(肖像 権の許諾作業)

4月 ビデオシナリオ作成

5月 ビデオ編集開始

# 6月 使用曲の著作権許諾作業開始

7月 ビデオ完成・発表



写真1 世界史Bの授業の様子

## 3. カウラ事件とは

1944年8月5日、カウラの捕虜収容所にいた日本軍兵士900人以上が集団脱走を図った事件。警備のオーストラリア兵に銃撃されたり、自決するなどして231人が死亡、オーストラリア兵4人も死亡した。この事件、日本ではほとんど知られていない。一方、オーストラリアでは高等学校の歴史教科書で事件の概要を学習するなど、認知度は高い。

この事件は日本とオーストラリアの「捕虜観」 の違いから発生したものと言われている。当時の 日本人のほとんどは捕虜の扱いを定めたジュネ ーブ条約を理解しておらず、『戦陣訓』で示され た「生きて虜囚の辱めを受けず」という思想から 「捕虜になることは恥である」という考えを持っ ていた。一方、オーストラリアをはじめとする欧 米諸国では「名誉の捕虜」という認識であった。 オーストラリア軍はジュネーブ条約や、その捕虜 観から日本人捕虜を人道的に扱った。しかし日本 人にとって捕虜になることそのものが「恥」であ り、脱走してオーストラリア軍により射殺されれ ば「名誉の戦死」と扱われると信じられていた。 このことから当時のオーストラリアでは日本人 捕虜の脱走について理解できず、「日本人の狂信 的な自殺」と評価されていた。

#### 4. 実践事例内容

### (1) ビデオ制作の経緯

対象となる生徒が13名と少なく、すべての 生徒が積極的に参加できる課題とは何かと考え ていた。また、カウラ事件そのものが日本ではマ イナーな事象であり、自分たちが調べたことを世 間に知ってもらうということを目的とし、授業の 中で「公開を前提とするビデオ制作」をとりあげ ることにした。

「公開を前提」とすることにより、著作権処理 をルールに則って行う必要があり、その学習も併せて行った。

さて、13名の役割分担として最初に

- 1. シナリオ制作 3名
- 2. ナレーション 1名
- 3. カメラマン 1名
- 4. 音声 2名
- 5. 編集 2名
- 6. 渉外担当 4名

を決めた。シナリオ制作は、取材テープを元に全体の構成、カット割り、ナレーション原稿の叩き台を制作した。ナレーション・カメラマン・編集は放送部に所属している生徒が担当した。音声はインタビュー素材の整理、使用BGMの選曲などにあたった。渉外担当は、出演者に対しての肖像権承諾作業や、使用する著作物の権利処理などを担当し、結果として今回の実践の中で最も核となる役割を担うことになった。

#### (2) 肖像権の許諾作業

平成21年3月、オーストラリアで取材を行った際、現地の方へのインタビューを行った。オーストラリアの教育現場では肖像権に対する意識が高く、児童・生徒に無許可でカメラを向けることは犯罪に等しいということを現地のコーディネーターより聞いていた。そのため、事前にコーディネーターへ依頼状(資料1)を

送付し、取材の目的、取材形態(音声のみか、映像つきか)、取材素材の使用方法などの取り 決めを行った。その後、現地コーディネーター の仲介もあり、無事に取材許可を得ることがで きた。

インタビューはシドニーの高校で約1時間 行った。また、事件の起こったカウラの街中に ある学校「カウラ高校」でも事件に関する意見 交換を行い、この際にも許可を得てカメラを回 した。



写真2 シドニーでのインタビュー



写真3 カウラ高校での意見交換の様子

交流先の学校での取材の他に街頭でのインタビューも行った。これは基本的に事前アポイントメントなしの「突撃取材」である。英語力不足のためのコミュニケーションの問題もあり、難航が予想されたが、「高校の制服を着てカメラとマイクを持った東洋人の女子」に物珍しさを感じたのか、意外にも協力してくれる方が多かった。街頭インタビューの肖像権許諾に関しては、口頭での依頼という形をとった。

## (3) ビデオ制作作業

ビデオ制作はi,シナリオ構成 ii,粗編集 iii, ナレーション収録 iv, テロップ入れ v,BGM 入れ vi,DVD へ書き出し の工程で 行った。

### i シナリオ構成

オーストラリアでの取材テープ、日本での 取材テープを合わせて、60分の miniDV テー プ15本、約15時間分の映像となった。それ らをチェックし、インタビュー部分のテープお こしを行った後に、どのような構成のビデオに するのか、ナレーションをどこにいれるのか、 といった作業を行った。なお、編集作業は、授 業時間内に行うことは時間の都合上難しく、放 送部に所属している生徒が放課後に行った。

#### ii 粗編集

動画の編集はパソコンを使用して行った。ま ずシナリオに沿ってカットをつなげる粗編集 作業を行った。編集環境は以下の通りである。

パソコン: sony VAIO type R

編集ソフト: Canopus 社 EDIUS Pro ver.4 編集する際、気をつけたこととしては、編集

ソフトに準 備されてい る様々な効 果を多様せ ず、スムーズ に内容が頭 に入るよう 工夫した。



写真5 パソコンを使って編集作業

#### iii ナレーション収録

粗編集画面が完成した後に、画面に合わせ てナレーションを収録した。

## iv テロップ入れ

場面の説明や、使用著作物の出所、インタビ ュー内容などのテロップを入れた。なお、イン タビューテロップについては英語の和訳、発音 が不明瞭な場合など、必要最小限にとどめた。

### v BGM 入れ

後述するオーストラリアの楽曲を除き、使用

BGM は著作権フリーの 音源を使用した。なお、 今回使用した BGM は㈱ アーキー社の「School life music シリーズで、

「教員、生徒が学校活動 で使用される場合」とい う条件で、著作権及び著



写真6 ナレーション収録

作隣接権の使用許諾申 請処理・手続きが不要となる。

### VI DVDへの書き出し

編集したものをDVDに書き出す際、2種類 のものを作成した。1つはDVDプレーヤーで見 るためのDVD-ビデオ形式。もう一つはパソコ ンで再生でき、オーストラリアなど海外でもスム ーズに視聴できるよう、互換性の高いWMV形式 のファイルを作り、それをDVDに保存したもの を作成した。

# (4) 著作権の許諾作業

カウラに研修に行った際、現地の方からカウラ 事件をテーマにした歌のCD-ROMをいただいた。 この歌の紹介を番組の中で紹介しようとしたが、 「カウラ在住のアマチュアシンガーが歌ってい る」という情報のみで、曲のタイトル、作者名な どすべて不明のため、そのままでは使用できない ことがわかった。この曲を番組内で使用するにあ たり、以下の作業を行った。i,国を超えた著作権 についての学習 ii, 曲の詳細調査 iii, 著作権 者への許諾依頼。

# 国を超えた著作権についての学習

著作権の基本的事項については高校1年次に 履修する「情報A」で学習済である。しかし、「情 報A」の授業では国内での事例に限定されており、 日本と外国の二国間に渡る著作権の学習はして いない。そこで、著作権の国際条約である「ベル ヌ条約」「万国著作権条約」について学習し、外 国の曲を使用する場合にも国内と同様の著作権 許諾作業が必要であることを確認した。(資料2)

### ii 曲の詳細調査

著作権許諾作業を行うためには、著作権者が 誰であるのか把握することが必要である。しかし、 前述の通り、曲のタイトルすら不明の状態であっ たので、それらを明らかにする作業を行った。具 体的には以下の通りである。

1,歌詞の書き取り 2,カウラ関係者へメール で調査依頼

#### 1 歌詞の書き取り

調査の第1段階として、曲の歌詞を書き取る作業を行った。英語の歌詞の書き取り作業は生徒には難しく、本校に在籍するオーストラリア人留学生に協力してもらった。

### 2 カウラ関係者へメール

曲の音源と書き取った歌詞元に、カウラ研修の際にお世話になった複数の関係者へ依頼のメールを発信した。(資料3)しばらくレスポンスがなく、手がかりつかめず、と諦めかけていたが、約3週間後、2人の方から返信があった。1人はカウラ訪問の際に泊まった宿の主人、もう1人はオーストラリア退役軍人会の役員で、カウラ捕虜収容所跡地管理人の方である。2人からの情報によると、曲名は「Nowhere to run」、著作権者はこの歌を作成したのはカウラ在住の DEIDRE DOYLE さんであることが判明した。その後、作者本人とのコンタクトを取ることができた。(資料4)

# iii 著作権者への許諾依頼

著作権者へのコンタクトは、詳細調査の返信をくれた方を通じて行った。こちらから著作権使用許諾の依頼文を送った。その際に、「カウラ大脱走事件を語り継ぐ挿入曲として活かすために、あくまで非営利の歴史教育教材のひとつとして制作する番組のエンディング部分に曲を使用したい」という旨を英文で作成した。

#### (資料5)

約1週間後、作者本人から許諾のメールが届 き、何度かメールのやりとりを行った後、正式 に楽曲を番組内で使用することが可能となった。(資料 6)

#### 5. 成果と課題

#### (1) 成果

完成したビデオ番組は7月下旬に行われた、 山陽女子高等学校のオープンスクールで、本校の 教育活動の紹介として公開した。8月には広島県 放送指導者講習会で上映し、専門家よりビデオ制 作技術などの指導を受けた。また、広く一般の方 に見てもらう機会をということで、11月下旬に 大阪の関西大学で行われた「第29回地方の時代 映像祭2009」の高校生部門に出品した。

自分たちで学習した内容を一般に公開することを意識してビデオ番組制作したことにより、著作権処理の実務を経験することができた。また、海外の作者不明の楽曲使用したいという思いから、法的に問題なくその曲の使用許諾を得るために電子メールを使って調査を行うなど、作業そのものは大変困難であったが、生徒の情熱と粘りの行動が実を結び、実現することができた。これら生徒主体の一連の行動によって、著作権には国は関係なく、海外の著作物であっても国内同様の許諾作業をしていかなければならないということを学ぶことができた。

学習期間は「カウラ事件」の内容学習を含め、約10ヶ月、学年をまたがる長期間に渡った。著作権制度そのもの学習については教科「情報」で学習していることもあり、今回、それほど時間を取らなかったが、教科「情報」で学んだことを発展させ、実際に作業をすることによって著作権に対する意識が飛躍的に高めることができた。

### (5) 今後の課題

実践を通じて、今後の課題として1. オーストラリアでビデオを公開する場合の著作権処理をどうするか。2. インターネットで公開する場合の問題、の2点を見いだすことができた。

1. については、インターネットサイト、『外 国著作権法令集―オーストラリア編』(社団法人 著作権情報センター)で公開されているオースト ラリアの著作権法を読み、日本で公開した場合の 著作権処理で共通する部分、異なる部分を照らし 合わせ、適切な方法をとっていきたい。

2. について、インターネットで動画を公開する場合、動画ファイルそのものをダウンロードされることによってこちらの意図しない所での複製や作品が改変される恐れがある。それらを極力防ぐためにはストリーミング形式での公開が望ましい。どのような技術があり、どのようなサービスを利用すれば良いのかを検討する必要があるだろう。このことに関しては、科目「世界史B」の時間内で扱うことは地歴科の指導計画上は難しいため、教科「情報」と連携し、科目横断的に取り組んでいきたい。

(のむら たいすけ 山陽女子高等学校)